

弘前市賃上げ応援奨励金 F A Q

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答																	
1	交付対象者	対象となる事業者を教えてください。	<p>以下の要件を満たす事業者が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業基本法第2条第1項に規定されている中小企業者（個人事業主を含む）または常時雇用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人、法人税法第2条第6号に規定されている公益法人等（※別表第二）、同条第7号に規定されている協同組合等もしくは社会医療法人以外の医療法人 ● 市内に本社または本店を有する法人。 ● 代表者が市内に住所を有し、かつ、事業所を市内に有する個人事業主。 																	
2	交付対象者	対象となる中小企業基本法に定める中小企業者とは。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">中小企業者（いずれかを満たす場合）</th> </tr> <tr> <th>資本金の額 または出資の総額</th> <th>常時使用する 従業員（※）の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業、建設業、運輸業、その他の業種</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、下記要件に該当する「みなし大企業」は除外します。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上が同一の大企業（中小企業者の規模を超える会社）によって所有されている者 × 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上が大企業によって所有されている者 × 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている者 	業種	中小企業者（いずれかを満たす場合）		資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員（※）の数	製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	小売業	5,000万円以下	50人以下
業種	中小企業者（いずれかを満たす場合）																			
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員（※）の数																		
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下																		
卸売業	1億円以下	100人以下																		
サービス業	5,000万円以下	100人以下																		
小売業	5,000万円以下	50人以下																		
3	交付対象者	常時雇用する従業員とは。	<p>常時使用する従業員（正社員、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員、出向者）で、以下に該当しない人となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 日雇い労働者 × 2ヶ月以内の期間を定めて雇用される労働者 × 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される労働者 × 試用期間中の労働者 																	

弘前市賃上げ応援奨励金 F A Q

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答
4	交付対象者	対象となる法人税法第2条第6号に規定されている公益法人等、同条第7号に規定されている協同組合等とは。	<p>公益法人等は、法人税法第2条第6号に規定する者です。具体的には、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、非営利型法人に該当する一般社団法人・一般財団法人、社会福祉法人、公共法人に含まれない各種の事業団体等が該当します。</p> <p>協同組合等は、法人税法第2条第7号に規定する者です。具体的には、農協及び同連合会、漁協及び同連合会等が該当します。</p> <p>ただし、以下のいずれかに該当する者を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 同窓会、同好会その他の構成員相互の交流、交歓、意見交換等を主な目的とする公益法人等 × 互助会、共済会その他の構成員の福利厚生、相互救済等を主な目的とする公益法人等 × 後援会その他の特定の個人又は団体の支援を主な目的とする公益法人等 × 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助若しくは人的援助を受けている者
5	交付対象者	対象とならない事業者は具体的にどのような事業者ですか。	国・県・市町村等の公的機関、大企業、みなしだ企業、政治団体、宗教上の組織又は団体、性風俗関連事業者、暴力団関係事業者などが対象外となります。
6	交付対象者	暴力団や性風俗関連事業者はなぜ支給対象外なのですか。	暴力的不法行為等を行うおそれがある反社会的勢力や、社会的批判を受ける可能性が高い業種に対し、公金の支出は適切でないと判断されることから、支援金の対象外としたものです。
7	交付対象者	複数店舗を経営している場合、店舗ごとに対象となりますか。	法人単位での申請となりますので、市内に複数店舗を経営していても申請は1回限りです。ただし、法人の代表者が個人事業主としても事業を行っている場合は、法人・個人事業主別々で申請が可能です。
8	交付対象者	同一人物が複数の法人の代表取締役ですが支援金は法人ごとに申請できますか。	法人ごとに申請が可能です。
9	交付対象者	本社・本店が市外にあり、営業所は市内にある場合、交付対象となりますか。	交付対象外です。市内に本社または本店を有する中小企業者等が対象です。
10	交付対象者	個人事業主として賃上げを行った後、法人成りした場合、交付対象となりますか。	<p>対象となります。ただし、申請をする際、以下の提出が別途必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人事業主として、賃上げを行ったことがわかる資料 ●個人事業主から法人成りされたことがわかる資料 ●当該法人で対象従業員が従事していることがわかる資料
11	交付対象者	公的な施設（ホテル、劇場、美術館・博物館等、運動施設、道の駅など）の運営を中小企業者が受託して営業している場合、奨励金の交付対象になりますか。	中小企業者等の要件を満たしていれば、奨励金の交付対象となります。

弘前市賃上げ応援奨励金 F A Q

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答
12	対象従業員	交付対象となる従業員の条件を教えてください。	<p>役員・個人事業主本人を除く、以下の従業員が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 期間の定めのない契約により雇用され、雇用保険に加入している従業員 ● 期間の定めがある契約により雇用され、雇用保険に加入している従業員（例：有期雇用のパート、アルバイト、契約社員など）
13	対象従業員	奨励金を受け取れる上限人数はありますか。	<p>1 事業者あたりの給付上限人数は20人で、給付上限額は100万円（5万円×20人）となります。</p> <p>1事業者、1回限りの給付となります。</p>
14	対象従業員	外国人労働者(特定技能や技能実習生など)も対象ですか。	対象です。要件に該当すれば、国籍は問いません。
15	対象従業員	申請時点において、すでに退職している者は対象となりますか。	対象外です。
16	賃上げ内容	交付対象となる賃上げの内容は。	<p>対象従業員ごとの基本給の賃上げ率が2.5%以上となるベースアップが必要です。</p> <p>事前エントリーするためには、令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に、賃上げ後の最初の賃金をすでに支給していることが必要です。</p>
17	賃上げ内容	比較する基本給等の考え方を教えてください。	<p>実際に支払われる賃金から下記手当等を除いたものとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 出産祝い金など、臨時に支払われるもの × 賞与など、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる手当 × 所定外給与（時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当など） × 通勤手当、扶養手当など
18	賃上げ内容	定額の手当（役職手当など）は、賃上げの対象となりますか。	対象外です。基本給のみの賃上げが要件です。
19	賃上げ内容	基本給には、定期昇給も含まれますか。	<p>対象外です。ベースアップのみが対象です。</p> <p>※ベースアップとは、個々の従業員の勤続年数又は業績評価に基づく昇給を除き、従業員の基本給単価を引き上げることをいいます。ただし、最低賃金に満たない額から最低賃金までの増額は、これに含みません。</p>

弘前市賃上げ応援奨励金 FAQ

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答									
20	賃上げ内容	当社はベースアップという考え方にはいません。	<p>本奨励金における「ベースアップ」とは、個々の従業員の勤続年数又は業績評価に基づく昇給を除き、従業員の基本給単価を引き上げることをいいます。ただし、最低賃金に満たない額から最低賃金までの増額は、これに含みません。</p> <p>なお、「ベースアップ」という制度上の呼称がない場合であっても、実質的に上記の定義に当てはまる場合は、ベースアップとして取り扱って差し支えありません。</p>									
21	賃上げ内容	最低賃金が引き上げられたので、従業員の時給を11月21日から時給953円から時給1029円に引き上げました。対象になりますか。	<p>対象となります。</p> <p>賃上げ率の算定においては、ベースアップのみを対象としており、最低賃金に満たない額から最低賃金までの増額は、これに含まないものとしております。</p> <p>賃上げ前の時給953円の2.5%以上（24円以上）を賃上げ時の最低賃金額1,029円に上乗せし、1,053円以上とした場合に、交付対象の賃上げとなります。</p> <p style="text-align: center;">時給953円の従業員の時給を最低賃金引き上げに伴い 11月21日から時給1,029円に賃上げを行う場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>時給</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(11月20日)</td> <td>953円</td> <td>953円 + (953円 × 2.5%) = 953円 + 24円 = 977円</td> </tr> <tr> <td>(11月21日)</td> <td>1,029円</td> <td>953円 + (953円 × 2.5%) = 953円 + 24円 = 977円 または 1,029円 - 最低賃金 = 1,029円 - 953円 = 76円 + 24円 = 1,029円</td> </tr> </tbody> </table>	日付	時給	算出方法	(11月20日)	953円	953円 + (953円 × 2.5%) = 953円 + 24円 = 977円	(11月21日)	1,029円	953円 + (953円 × 2.5%) = 953円 + 24円 = 977円 または 1,029円 - 最低賃金 = 1,029円 - 953円 = 76円 + 24円 = 1,029円
日付	時給	算出方法										
(11月20日)	953円	953円 + (953円 × 2.5%) = 953円 + 24円 = 977円										
(11月21日)	1,029円	953円 + (953円 × 2.5%) = 953円 + 24円 = 977円 または 1,029円 - 最低賃金 = 1,029円 - 953円 = 76円 + 24円 = 1,029円										

弘前市賃上げ応援奨励金 F A Q

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答
22	賃上げ内容	最低賃金の引上げに先立ち、従業員の時給を10月1日から時給953円から時給1029円に引き上げました。対象になりますか。	<p>対象となります。 賃上げ前の時給953円の2.5%以上（24円以上）を賃上げ時の最低賃金額953円に上乗せし、977円以上とした場合に、交付対象の賃上げとなります。</p> <p>時給953円の従業員の時給を最低賃金引き上げに先立ち 10月1日から時給1,029円に賃上げを行う場合</p> <p style="text-align: center;"> 1,029円 977円 953円 2.5% 24円 最低賃金 953円 (9月30日) 最低賃金 953円 (10月1日) </p>
23	賃上げ内容	正規従業員は、支払方法が時間給や日給であっても対象ですか。	対象です。給与の支払方法で区別はしていません。
24	賃上げ内容	繁忙期や平常時などで異なる時給を設定している場合、対象となりますか。	<p>(例) 平常時 : 時給1,000円 繁忙期（GW、お盆、年末年始） : 1,100円</p> <p>本奨励金の交付には、2.5%以上のベースアップを実施することを要件としています。この場合、対象従業員の最も低い時給（基本的な賃金）が比較対象です。</p> <p>また、時間帯や曜日によって時給が異なる場合についても、低い額が比較対象となります。</p>
25	賃上げ内容	「非正規従業員」から「正規従業員」への転換で、賃上げ率を満たした場合対象となりますか。	<p>対象なりません。 従業員の雇用形態が変更されるものであり、賃上げではないため対象外となります。 国の「キャリアアップ助成金（正社員化コース）」をご活用ください。</p>
26	賃上げ内容	対象期間内に複数回の賃上げを行うことで賃上げ率を満たした場合は対象となりますか。	対象となります。ただし、複数回の賃上げを行った根拠書類（賃金台帳等の写し）が必要です。

弘前市賃上げ応援奨励金 F A Q

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答
27	申請	申請方法を教えてください。	まずは令和8年1月8日午前10時開始予定の事前エントリーを行ってください。 事前エントリーは弘前市電子申請システムにより先着順で受け付けますので、お早めにエントリーしてください。 予算額に達し次第、補欠を若干名選定したうえで受付を締め切ります。
28	申請	事前エントリーをせずに、交付申請できますか。	できません。 事前エントリー後に事務局から交付対象候補者である旨の通知がなされた事業者のみが交付申請できます。
29	申請	今後賃上げする予定ですが、事前エントリーできますか。	できません。 令和7年4月1日から令和8年2月28日までにベースアップを実施し、賃上げ後の賃金を支払った後に事前エントリーできます。
30	申請	事前エントリーの記載を誤り、エントリーをしてしまいました。変更できますか。	記載内容の軽微な誤りについては変更できますが、事業者情報を別人にすり替えたり、賃上げ対象労働者数を変更することはできません。
31	申請	事前エントリー後の手続きは。	エントリーした日の2営業日後を目安に、事務局から交付対象候補者である旨の通知を電子メール等で行います。 交付対象候補者は、当該通知を発出した日から14日以内に事務局へ郵送により交付申請書類を提出してください。 送付先は、当該電子メール等に記載します。
32	申請	補欠の取り扱いは。	補欠決定を受けた事業者については、候補者決定を受けた事業者が交付を辞退したことや、審査の過程で要件を満たしていないことが判明したことなどにより奨励金の予算に余剰が生じた場合に、候補者として決定します。
33	書類	労働条件通知書（又は雇用契約書）及び賃金台帳では、具体的に何を確認しますか。	労働条件通知書又は雇用契約書では、申請のあった法人（個人事業主）に雇用されている事実、基本給単位、雇用期間の定めの有無を確認します。 賃金台帳では、賃上げ前後の基本給や雇用保険料等の控除を確認しています。 ※ 雇用契約書又は労働条件通知書で賃上げ前後の基本給等が分かる場合であっても、賃金台帳の提出は必要です。
34	書類	添付資料のうち、賃金台帳の写しは必ず必要ですか。	賃金台帳は、法律によって作成と保存が義務付けられているものとされていますので、賃金台帳の写しを提出してください。

弘前市賃上げ応援奨励金 F A Q

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答
35	書類	市税等を滞納していないことを証する書類とは何ですか。	<p>納税証明書が必要になります。 納税証明書は、収納課（弘前市役所市民防災館2階）で取得できます。支所・出張所・市民課分室では発行できません。 ※申請者が法人の場合、代表者ではなく法人の納税証明書を提出してください。 ※納税証明書の発行には、1通300円の手数料がかかります。</p>
36	書類	提出する書類に押印は必要ですか。	<p>雇用契約書は、法人側と従業員側の、双方の署名または記名押印のある原本の写しを添付してください。 労働条件通知書、賃金台帳は、押印がなくても構いませんが、原本の写しを添付してください。</p>
37	書類	申請書に押印する印鑑に決まりはありますか。	<p>法人にあっては登記所（法務局）で登録した実印（代表者印）、個人事業主にあっては認印を押印してください。 ※インク浸透印は使用できません。</p>
38	書類	申請事業者の名称と雇用契約書に記載の事業者の名称が異なっても問題ないですか。	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用契約書の社名が、旧社名のままで、更新できていない。 ● 雇用契約書には、勤務場所である支店名が記載されているが、申請は本店がまとめて申請するため、名称が異なっている。 <p>申請を妨げるものではありませんが、履歴事項全部証明書で社名変更等や本店、支店の確認ができない場合は、証拠書類として追加書類を提出いただきます。</p>
39	書類	従業員の氏名の変更に伴い、賃上げ率算定表【様式第2号】と雇用契約書（労働条件通知書）の氏名が異なっていても問題ないですか。	申請を妨げるものではありませんが、氏名が変更になった事実を確認できる資料の提出をお願いします。
40	書類	申請書兼請求書【様式第1号】の口座情報について、法人は代表者の口座情報を入力しても問題ないですか。	<p>奨励金の交付は申請者（事業所）に対して行いますので、事業所の口座情報の入力をお願いします。 個人事業主の場合は、代表者の口座情報の入力をお願いします。</p>
41	書類	個人事業主ですが、市内に住所を有することを確認できる書類とは何ですか。	代表者の住民票の写しが必要です。
42	書類	個人事業主ですが、市内に事業所を有することを確認できる書類とは何ですか。	開業届出書の写し、所得税青色申告決算書の写し、事業所の賃貸借契約書の写し、事業用の公共料金領収書（電気・水道・電話など）で市内住所が記載されたものの写しなどです。

弘前市賃上げ応援奨励金 F A Q

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答
43	その他	審査や交付のスケジュールを教えてください。	交付申請書類の受付後、書類の審査を行い、交付決定通知を発送します。交付は交付決定後、おおむね1か月以内を予定しています。ただし、審査件数により多少前後する場合があります。
44	その他	国の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」との併給は可能ですか。	併給可能です。
45	その他	奨励金を交付後、賃金を引き下げるようになった場合、返還等の義務が発生しますか。	虚偽やその他不正な申請により奨励金の給付を受けたときなどが確認され、当市が不適切と認めたときは、当該奨励金に係る給付の決定を取り消し、既に給付した奨励金の返還を命じることがあります。
46	その他	支給された支援金の使い方に制限はありますか。	使途は限定しておりません。個々の事業者の状況に応じて事業継続のためにご活用ください。
47	賃上げ内容	基本給のみだと最低賃金を下回っているが、手当を含めると最低賃金を上回っています。対象になりますか。	対象なりません。 本奨励金では、賞与や各種手当を除いた基本給が賃上げ前後で最低賃金に達している必要があります。
48	賃上げ内容	基本給に業務改善手当や処遇改善手当を含めて最低賃金となっている場合は対象となるか。	法的には問題ありませんが、本奨励金では、恒常的な処遇改善としての「基本給単価」の引上げのみを対象とするため、基本給以外の手当（業務改善手当、処遇改善手当、営業手当など）を基本給に含めて最低賃金を満たしている場合であっても、その手当部分を除いた基本給のみで最低賃金を下回っている場合は対象外となります。
49	賃上げ内容	全従業員の賃上げが必要ですか。それとも一部の社員（社内で入社して数年の若い世代）に対してだけの賃上げでもよいのですか。	本奨励金の賃上げの対象は「全従業員」である必要はありません。社内の一定範囲の従業員、たとえば入社して数年の若手層など、特定の範囲を対象として、賃上げを行っても差し支えありません。ただし、その場合は、「対象従業員」の範囲や賃上げの内容が明確であり、恣意的とならない（特定の個人だけを優遇する形でない）ようご留意ください。
50	賃上げ内容	令和7年4月1日から賃上げを行い、令和7年3月16日～4月15日分を4月25日に支払いました。 対象になりますか。	対象になります。 ただし、4月1日から賃上げしたことが労働条件通知書（または雇用契約書）や賃金台帳で確認できることが必要です。

弘前市賃上げ応援奨励金 F A Q

2025年12月24日更新

No	項目	問い合わせ内容	回答
51	書類	納税証明書の期限はありますか。	納税証明書については、有効期限が法令で明確に定められているものではありませんが、最新の納税状況を確認する必要があるため、交付申請日から遡って1か月以内に発行されたものをご提出ください。